

広島県告示第百三十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定によって、次のとおり懲戒処分を行った。

平成二十五年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十五年二月十五日

二 処分を受けた建築士

1 氏名

武井 鴻明

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

二級建築士（広島県知事登録第四三〇〇号）

三 処分の内容

二級建築士として業務停止一月

四 処分の原因となった事実

TAC建築構造設計事務所一級建築士事務所の開設者として、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）附則第三条第十三項に定められた期限を過ぎても、建築士法第二十四条第二項に規定する管理建築士を設置していなかった。

このことは、建築士法第十条第一項第一号に該当する。